

一般財団法人  
石巻地区勤労者福祉  
サービスセンター

【平成24年度】

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書又は正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書

財団法人  
石巻地区勤労者福祉サービスセンター

寄附行為

## 財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター寄附行為

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）という。

#### (事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を宮城県石巻市開成1番地35に置き、従たる事務所を次の各号に掲げる地に置く。

- (1) 宮城県石巻市穀町14番1号
- (2) 宮城県東松島市小野字新宮前5番地
- (3) 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地

#### (目的)

第3条 センターは、石巻市内、東松島市内及び女川町内の中小企業に勤務する従業員及び事業主並びに石巻市内、東松島市内及び女川町内に居住する中小企業勤労者（以下「中小企業勤労者等」という。）に対して総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

### 第2章 総 則

#### (資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) センターの設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) センターの設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、総理事の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第11条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に、理事会の議決を経て宮城県知事に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その議決を経ることができない場合には、その事業年度開始の日から2月以内に、理事会の議決を経て宮城県知事に届け出るものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、理事長は、理事会の議決を経るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を経

て、宮城県知事に届け出なければならない。

(長期借入れの制限)

第12条 センターが1年以上の長期借入れをする場合は、理事会において総理事の三分の2以上の議決を経、かつ、宮城県知事の承認を得なければならぬ。

(事業報告、決算及び財産目録)

第13条 センターの事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経てその事業年度終了後2月以内に、理事会の承認を得て宮城県知事に届け出なければならない。

(特別会計)

第14条 センターは、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

### 第3章 役 員

(役員の種別及び選任)

第15条 センターに、次の役員を置く：

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）7人以上12人以内
- (5) 評議員 15人以上20人以内
- (6) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 評議員は、理事会において選任する。

5 理事又は評議員のいずれか1名とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、構成員数の三分の一を超えてはならない。

6 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

8 監事に異動のあったときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 棚欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において総構成員の3分の2以上の議決に基づき、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えるべきなければならない。

(役員に対する報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 事務局

(事務局)

第20条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 会議

### (会議の種別)

第21条 センターの会議は、理事会及び評議員会とする。

### (構成)

第22条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

### (会議の権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるものほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるものほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてセンターに関する重要事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において第7条、第11条、第12条、第13条、第31条及び第32条に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

### (会議の開催)

第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

### (会議の招集)

第25条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を、同条第2項第2号及び第3号の場合には請求の日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面に

より、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第27条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第28条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるものほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第29条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事録については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において総理事の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、総理事の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県知事の承認があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、宮城県知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する他の団体に寄付する。

## 第7章 会員及び会費等

(会員及び会費等)

第33条 センターの目的に賛同するものを会員とすることができる。

- 2 会員の資格については、理事長が別に定める。
- 3 会員は、理事長が別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 4 会員は、センターの事業の推進に積極的に協力しなければならない。

## 第8章 雜 則

(委任)

第34条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める

### 附 則

- 1 この寄附行為は、宮城県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第15条第2項から第4項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成1年3月31日までとする。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成10年3月31日までとする。
- 4 センターの設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、別紙事業計画及び收支予算書のとおりとする。
- 5 この寄附行為は、平成17年4月1日より施行する。
- 6 この寄附行為は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

以上、当法人の寄附行為であることを証する。

### 石巻市開成1番地35

監修人 石巻地区労働者福祉サービスセンター  
理事長 龟山 統一  


5 財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（役員名簿）

平成24年5月18日現在

	役職名	氏名	職業	備考
1	理事 (理事長)	亀山 紘	石巻市長	
2	理事 (副理事長)	浅野 亨	石巻商工会議所会頭	
3	理事 (副理事長)	阿部 秀保	東松島市長	
4	理事	須田 善明	女川町長	
5	理事 (専務理事)	亀山 伸一	財団法人石巻地区勤労者福祉 サービスセンター事務局長	
6	理事	大森 一衛	石巻市牡鹿稲井商工会長	
7	理事	堀尾 正彦	株式会社堀尾製作所 代表取締役	
8	理事	菅原 健二	石巻地方労働者福祉協議会長	
9	理事	阿部 正博	石巻市産業部長	
10	監事	松川 正	石巻市会計管理者	
11	監事	丹野 義雄	東北労働金庫石巻支店長	

任期 平成25年3月31日まで

財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター事業報告  
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

I 財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター事業報告  
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

本年度は、震災後事業再開した初年度である。

震災前に実施していた在職中の生活安定に係る事業、健康の維持増進に係る事業、老後の生活安定に係る事業、自己啓発及び余暇活動に係る事業等を実施し、勤労者福祉の向上に努め、会員のニーズに応えた。

会員登録

	事業所数	会員数
期首	264事業所	2,335人
期末	285事業所	2,557人
増減	21事業所	222人

1 在職中の生活安定に係る事業【定款第4条(1)】

(1) 共済給付事業

種 別	給 付		内 訳			
			共済給付		独自給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
結婚祝金	26	520,000	26	520,000	0	0
出産祝金	55	550,000	55	550,000	0	0
小学校入学祝金	56	560,000	56	560,000	0	0
中学校入学祝金	89	890,000	89	884,000	(1)	6,000
銀婚祝金	26	260,000	26	260,000	0	0
成人祝金	19	95,000	19	95,000	0	0
還暦祝金	34	272,000	34	272,000	0	0
勤続20年祝金	13	130,000	13	130,000	0	0
勤続30年祝金	12	120,000	12	120,000	0	0
会員死亡	普通死亡65歳未満	2	200,000	2	200,000	0
	普通死亡65歳以上	0	0	0	0	0
	事故死亡65歳未満	0	0	0	0	0
	事故死亡65歳以上	2	200,000	2	200,000	0
	交通事故死亡65歳未満	0	0	0	0	0
	交通事故死亡65歳以上	0	0	0	0	0
配偶者死亡		3	90,000	3	90,000	0
子供死亡		2	40,000	2	40,000	0
親死亡		74	740,000	74	730,000	(1)
						10,000

種 別	給 付		内 訳				
			共済給付		独自給付		
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
傷 病 見 舞 金	休業14日以上	3	15,000	3	15,000	0	0
	休業30日以上	8	80,000	8	80,000	0	0
	休業60日以上	1	15,000	1	15,000	0	0
	休業90日以上	4	80,000	4	80,000	0	0
	休業120日以上	4	120,000	4	120,000	0	0
	障害見舞金	0	0	0	0	0	0
	火災見舞金	0	0	0	0	0	0
	自然災害見舞金	25	1,620,000	25	1,620,000	0	0
	同居親族の災害による死亡	6	60,000	6	60,000	0	0
	計	464	6,657,000	464	6,641,000	(2)	16,000

※独自給付の件数は、共済給付の件数に含まれます。

## (2) 生活資金融資あっせん事業

種 別	融資件数	融資額(円)	備 考
生活資金融資	0	0	預託金700万円

## 2 健康の維持増進に係る事業【 定款第4条(2)】

### (1) 健康管理事業

#### ①人間ドック利用補助事業

種 別	件 数	金 額 (円)	備 考
人間ドック利用補助	33件	99,000	日帰り 21件、泊 12件

#### ②健康維持増進普及活動

種 別	実施日	参加者	場 所
「心」の和むお話とお茶会	5/19	15名	石巻市(飛翔閣)

### (2) スポーツ大会等事業

種 別	実施日	参加者	場 所
①ボウリング交流会（1回目）	5/14	62名	石巻市(プレナミヤギ)
②ボウリング交流会（2回目）	9/10	65名	石巻市(プレナミヤギ)
③アイススケート教室	1/20	15名	石巻市(プレナミヤギ)
計	3事業	142名	

### (3) 体育施設利用助成事業

種 別	利用枚数	備 考
あいプラザ・石巻回数券	176枚	1セット(11枚綴り)

## 3 老後生活の安定に係る事業【 定款第4条(3)】

### (1) 豊かな老後生活のための生涯生活設計の普及

中退共事務取扱件数 0 件

4 自己啓発及び余暇活動に係る事業【定款第4条(4)】

(1) 自己啓発事業

種別	実施日	参加者	場所
①楽しい陶芸講座	7/22	24名	石巻市稻井公民館
②お菓子作り講座「手作りバレンタインチョコレート」	2/9	13名	みやぎ生協蛇田店(キッチンスタジオ ジャンプ)
③料理講座「ひなまつり料理」	2/23	10名	みやぎ生協蛇田店(キッチンスタジオ ジャンプ)
④パン作り講座「手作りパン」	3/9	11名	みやぎ生協蛇田店(キッチンスタジオ ジャンプ)
計	4事業	58名	

(2) ツアー事業

種別	実施日	参加者	場所
①日帰り「さくらんぼ食べ放題と温泉を楽しむツアー」	6/17	37名	山形県
②1泊2日「東京ディズニーリゾートツアー」	12/8~9	39名	千葉県
③1泊2日「東京フリーツアー」	1/26~27	37名	東京都
④日帰り「花巻大沢温泉ツアー」	3/10	40名	岩手県
計	4事業	153名	

(3) 催物事業

種別	実施日	参加者	場所
①石巻でいちご狩り	6/10	211名	石巻市(いちごランド石巻)
②ビアパーティー	7/20	163名	石巻市(石巻グランドホテル)
③ボジョレ・ヌーボーと秋の味覚を楽しむ会	11/15	104名	石巻市(石巻グランドホテル)
計	3事業	478名	

(4) 割引事業

① 割引指定店及び施設利用

割引指定施設 82 施設、 割引指定店 64 施設と契約を締結し会員が割引料金で利用できるよう利便を図った。

② コンサートチケット等あっせん

種別	枚数	備考
①映画チケット(メリダとおそろしの森)7/21~8/5	34枚	石巻市(ワーナーマイカルシネマズ石巻)
②ぐるめチケット(7/1~8/31)	153枚	石巻市(竹の浦、LALAND)
③伊里山農園でさつまいも掘り(10/21)	64枚	東松島市(赤井)
④ぐるめチケット(9/1~10/31)	147枚	石巻市(揚子江)、東松島市(メナージュ)
⑤東松島で大根狩り(11/18)	47枚	東松島市(赤井)
⑥映画チケット(北のカナリアたち)11/3~18	40枚	石巻市(ワーナーマイカルシネマズ石巻)
⑦ぐるめチケット(1/4~2/28)	71枚	石巻市(喜八櫻きた道、すし雄)、東松島市(ダイニングJiJi)
⑧お花チケット(3/10~24)	53枚	石巻市(おちあい生花、花のササキ、フラワーショップ洋)
⑨コンサート・演劇・ミュージカル等	184枚	石巻市、仙台市、多賀城市、利府町

⑩スキー場リフト券(前売券)	104枚	鬼首、えぼし、黒伏、夏油
⑪マジックキングタムクラブメンバーシップカード	78枚	
⑫東京ディズニーリゾート特別利用券	136枚	
⑬映画割引券	358枚	石巻市(ワーナーマイカルシネマズ石巻)
⑭ハイツ&いこいの村	2枚	
⑮休暇村	4枚	
計	1,475枚	

③ 推奨旅行あっせん

旅行社の企画ツアーに対して補助を行った結果、2名の利用があった。

④ 宿泊施設あっせん

推奨旅行あっせん以外でホテル宿泊者に対して補助を行った結果、76名の利用があった。

# 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	決算額	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	[24,229]	[36,000]	[△ 11,771]	
基本財産受取利息	24,229	36,000	△ 11,771	
受取入会金	[177,500]	[166,500]	[11,000]	
受取入会金	177,500	166,500	11,000	
受取会費	[20,770,400]	[213,500]	[20,556,900]	
正会員受取会費	20,770,400	213,500	20,556,900	
事業収益	[7,739,530]	[119,322,843]	[△ 111,583,313]	
生活安定事業収益	(6,693,230)	(119,322,843)	(△ 112,629,613)	
還元金収益	52,230	331,843	△ 279,613	
共済金収益	6,641,000	118,991,000	△ 112,350,000	
健康維持増進事業収益	(60,800)	(0)	(60,800)	
利用者負担金収益	60,800	0	60,800	
自己啓発・余暇活動事業収益	(985,500)	(0)	(985,500)	
自己啓発事業参加者負担金収益	59,500	0	59,500	
割引事業参加者負担金収益	926,000	0	926,000	
受取補助金等	[15,000,000]	[0]	[15,000,000]	
受取地方公共団体等補助金	15,000,000	0	15,000,000	
雑収益	[419,747]	[2,194,503]	[△ 1,774,756]	
雑収益	(419,747)	(2,194,503)	(△ 1,774,756)	
受取利息	8,244	31,835	△ 23,591	
雑収益	411,503	2,162,668	△ 1,751,165	
経常収益計	44,131,406	121,933,346	△ 77,801,940	
(2) 経常費用				
事業費				
在職中の生活安定事業費	[26,142,007]	[124,335,375]	[△ 98,193,368]	
共済給付事業費	(14,791,726)	(119,110,645)	(△ 104,318,919)	
生活資金融資	14,784,886	119,035,000	△ 104,250,114	
通信運搬費	0	0	0	
健康維持増進事業費	6,840	75,645	△ 68,805	
健康管理事業費	(329,588)	(0)	(329,588)	
スポーツ大会等運営費	120,066	0	120,066	
体育施設利用事業費	135,202	0	135,202	
通信運搬費	72,000	0	72,000	
自己啓発・余暇活動事業費	2,320	0	2,320	
自己啓発活動補助事業費	(3,078,648)	(0)	(3,078,648)	
ツア一事業費	124,350	0	124,350	
催物事業費	366,765	0	366,765	
割引指定店等事業費	998,543	0	998,543	
通信運搬費	1,546,270	0	1,546,270	
人件費	42,720	0	42,720	
給料手当	(5,333,054)	(4,738,061)	(594,993)	
退職給付費用	4,467,677	3,961,569	506,108	
福利厚生費	21,510	12,800	8,710	
中退金掛金	643,827	643,692	135	
運営費	200,040	120,000	80,040	
印刷製本費	(2,467,811)	(464,669)	(2,003,142)	
通信運搬費	1,928,955	240,462	1,688,493	
報奨費	538,856	224,207	314,649	
その他の事業費	0	0	0	
振込手数料	(141,180)	(22,000)	(119,180)	
その他の経費	15,180	0	15,180	
管理費	126,000	22,000	104,000	
人件費	[15,890,937]	[13,163,060]	[2,727,877]	
役員等費用弁償	(11,099,569)	(9,169,035)	(1,930,534)	
給料手当	52,000	42,000	10,000	
退職給付費用	9,260,114	7,690,070	1,570,044	
福利厚生費	128,860	8,650	120,210	
中退金掛金	1,394,595	1,164,315	230,280	
	264,000	264,000	0	

科 目	決算額	前年度	増 減	備 考
運営費	(4,791,368)	(3,994,025)	(797,343)	
旅費交通費	122,200	96,620	25,580	
印刷製本費	117,495	101,745	15,750	
通信運搬費	158,271	128,690	29,581	
減価償却費	495,525	21,000	474,525	
消耗什器備品費	318,100	837,838	△ 519,738	
消耗品費	323,997	308,466	15,531	
修繕費	0	0	0	
賃借料	2,361,577	1,516,743	844,834	
使用料	188,528	196,443	△ 7,915	
手数料	217,719	73,045	144,674	
保険料	79,670	83,830	△ 4,160	
燃料費	44,158	6,175	37,983	
光熱水費	170,410	79,455	90,955	
諸謝金	34,482	84,525	△ 50,043	
会議費	5,192	3,726	1,466	
租税公課	37,894	61,444	△ 23,550	
負担金	116,150	77,000	39,150	
委託料	0	161,280	△ 161,280	
雑費	0	156,000	△ 156,000	
経常費用計	42,032,944	137,498,435	△ 95,465,491	
当期経常増減額	2,098,462	△ 15,565,089	17,663,551	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産減損損失	[484,848]	[0]	484,848	
電話加入権減損損失	484,848	0	484,848	
経常外費用計	484,848	0	484,848	
当期経常外増減額	△ 484,848	0	△ 484,848	
他会計振替額	[0]	[1,592,680]	[△ 1,592,680]	
当期一般正味財産増減額	1,613,614	△ 13,972,409	15,586,023	
一般正味財産期首残高	22,742,085	36,714,494	△ 13,972,409	
一般正味財産期末残高	24,355,699	22,742,085	1,613,614	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0	
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0	
III 正味財産期末残高	54,355,699	52,742,085	1,613,614	

## 貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

## 1 一般会計

(平成24年度)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	6,582,500	1,347,141	5,235,359	
未収金	120,000	1,019,000	△ 899,000	
前払金	124,887	900,866	△ 775,979	
立替金	0	5,640	△ 5,640	
流動資産合計	6,827,387	3,272,647	3,554,740	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	30,000,000	30,000,000	0	
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0	
(2) 特定資産				
積立預金	18,777,000	18,777,000	0	
特定資産合計	18,777,000	18,777,000	0	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	949,050	949,050	0	
什器備品	105,000	105,000	0	
減価償却累計額	△ 558,525	△ 63,000	△ 495,525	
電話加入権	4,000	488,848	△ 484,848	
その他固定資産合計	499,525	1,479,898	△ 980,373	
固定資産合計	49,276,525	50,256,898	△ 980,373	
資産合計	56,103,912	53,529,545	2,574,367	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	614,044	386,931	227,113	
預り金	153,346	107,519	45,827	
賞与引当金	511,343	0	511,343	
未払消費税等	34,600	8,500	26,100	
流動負債合計	1,313,333	502,950	810,383	
2. 固定負債				
退職給付引当金	434,880	284,510	150,370	
固定負債合計	434,880	284,510	150,370	
負債合計	1,748,213	787,460	960,753	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0	
(うち基本金への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	24,355,699	22,742,085	1,613,614	
正味財産合計	(18,342,120)	(18,492,490)	(△ 150,370)	
負債及び正味財産合計	54,355,699	52,742,085	1,613,614	
	56,103,912	53,529,545	2,574,367	

キャッシュ・フロー計算書  
平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

財団法人石巻地区労働者福祉サービスセンター  
一般会計

直接法  
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	24,229	0	24,229
入会金収入	159,000	0	159,000
会費収入	20,745,900	0	20,745,900
事業収入	7,665,030	0	7,665,030
補助金等収入	15,000,000	0	15,000,000
雑収入	419,747	0	419,747
その他の事業活動収入	△ 1,273,867	0	△ 1,273,867
事業活動収入計	42,740,039	0	42,740,039
2. 事業活動支出			
事業費支出	7,511,001	0	7,511,001
管理費支出	1,970,863	0	1,970,863
その他の事業活動支出	28,022,816	0	28,022,816
事業活動支出計	37,504,680	0	37,504,680
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,235,359	0	5,235,359
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増減額	5,235,359	0	5,235,359
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,347,141	0	1,347,141
VII 現金及び現金同等物の期末残高	6,582,500	0	6,582,500

# 財産目録

平成25年3月31日現在

(平成24年度)

(単位:円)

## 1 一般会計

科 目	金 額	備 考
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	6,582,500	
現金	0	
普通預金	6,582,500	
七十七銀行石巻支店	4,557,238	
東北労働金庫石巻支店	2,025,262	
未収金	120,000	
未収入会金	18,500	
未収会費	24,500	
その他の未収金	77,000	
前払金	124,887	
流動資産合計	6,827,387	
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	30,000,000	
東北労働金庫石巻支店	30,000,000	
基本財産合計	30,000,000	
(2) 特定資産		
積立預金	18,777,000	
生活資金預託資産	7,000,000	
退職給付引当資産	4,777,000	
自立化基金積立資産	7,000,000	
特定資産合計	18,777,000	
(3) その他固定資産		
車両運搬具	949,050	
什器備品	105,000	
減価償却累計額	△ 558,525	
車両運搬具	△ 474,525	
什器備品	△ 84,000	
電話加入権	4,000	
その他固定資産合計	499,525	
固定資産合計	49,276,525	
資産合計	56,103,912	
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	614,044	
未払金	614,044	
預り金	153,346	
社会保険	145,499	
雇用保険	7,847	
賞与引当金	511,343	
未払消費税等	34,600	
流動負債合計	1,313,333	1,313,333
2. 固定負債		
退職給付引当金	434,880	
固定負債合計	434,880	
負債合計	1,748,213	
正味財産	54,355,699	

平成24年度 財団法人石巻地区労働者福祉サービスセンター事業計画書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日)

事 業 内 容	収 入	支 出	備 考
1 在職中の生活安定に係る事業			
(1) 共済給付事業 会員の相互扶助と連帯を深め、不時の場合や祝い事等に対して共済給付を行なう。			
・還元金（金労済より） 〔・共済掛金割戻し金 ・事務手数料 @278×2,000人×2ヶ月×4%＝ 44〕	23,051 [28,051]	29,797 [29,797] (6,672) 6,672	
・給付内訳			
給付事由 見込件数 給付金額 (円)	給付金額 (円)	給付金額 (円)	
結婚 60	1,200	1,200	(23,065)
出産 100	1,000	1,000	給付金額 (千円)
会員の子小学校入学 110	会員の子小学校入学 1,100	会員の子小学校入学 1,100	20,000× 60=
会員の子中学校入学 3	会員の子中学校入学 12	会員の子中学校入学 12	10,000× 100=
会員の子中学校入学 180	会員の子中学校入学 1,300	会員の子中学校入学 1,300	10,000× 110=
銀婚 50	銀婚 12	銀婚 12	10,000× 130=
銀婚 (円) 2	銀婚 (円) 0	銀婚 (円) 0	10,000× 130=
成人 5,000	成人 100	成人 100	10,000× 3=
還暦 8,000	還暦 720	還暦 720	5,000× 2=
勵縁20年 10,000	勵縁20年 750	勵縁20年 750	8,000× 100=
勵縁30年 10,000	勵縁30年 400	勵縁30年 400	10,000× 720=
会員死亡 100,000	普通死亡 300	普通死亡 300	10,000× 750=
65歳未満 60,000	普通死亡 50	普通死亡 50	10,000× 3=
65歳以上 65歳未満 20	事故死亡 3,000	事故死亡 3,000	10,000× 3=
65歳未満 150,000	事故死亡 65歳未満 10	事故死亡 65歳未満 10	10,000× 30=
65歳以上 100,000	交通事故死亡 1,000	交通事故死亡 1,000	10,000× 30=
65歳未満 250,000	交通事故死亡 250	交通事故死亡 250	10,000× 30=
会員死亡 65歳未満 1	交通事故死亡 200	交通事故死亡 200	10,000× 30=
普通死亡 200,000	配偶者死亡 900	配偶者死亡 900	10,000× 30=
交通事故死亡 65歳以上 30,000	配偶者死亡 1	配偶者死亡 1	10,000× 30=
65歳未満 30,000	子供死亡 35	子供死亡 35	10,000× 30=
交通事故死亡 65歳以上 20,000	子供死亡 1	子供死亡 1	10,000× 30=
65歳未満 20,000	親死亡 10	親死亡 10	10,000× 30=
会員死亡 65歳未満 10,000	親死亡 160	親死亡 160	10,000× 30=
普通死亡 10,000	親死亡 3	親死亡 3	10,000× 30=
傷病見舞金 10,000	傷病見舞金 15	傷病見舞金 15	10,000× 30=
休業14日以上 5,000	休業14日以上 15	休業14日以上 75	10,000× 75=
休業30日以上 10,000	休業30日以上 15	休業30日以上 150	10,000× 150=
休業60日以上 15,000	休業60日以上 10	休業60日以上 150	10,000× 150=
休業90日以上 20,000	休業90日以上 5	休業90日以上 100	10,000× 100=
休業120日以上 30,000	休業120日以上 10	休業120日以上 300	10,000× 300=
障害見舞金 2,000～250,000	休業120日以上 1	休業120日以上 25	10,000× 300=
火災 10,000～300,000	障害見舞金 2	障害見舞金 500	2,000～250,000× 1=
自然災害 3,000～90,000	火災 600	火災 600	10,000～300,000× 2=
同居親族の災害による死亡 10,000	自然災害 60	自然災害 60	10,000× 600=
(2) 生活資金融資あつせん事業 貸出限度額 50万円 利率 2.40%	同居親族の災害による死亡 60	同居親族の災害による死亡 60	10,000× 600=
目的：医療、出産、罹災、教育等			50
(3) 通信運搬費	[0]	[0]	[10] 10
・借用保証機関を利用 (センターが保証料負担) 1件あたりの保証料 @5,000×10件＝			[50]
勤続1年以上、在会6月以上 算付翌月～36ヶ月以内元利均等払			50

事業内容	収入	支出	備考
<b>2 健康の維持増進に係る事業</b>			
(1) 健康管理事業			
①人間ドック利用補助事業 個人負担で人間ドックを利用した場合に補助を行う。 1人年度内1回	190 [0]	0 ・ドック利用補助金 @ 3,000 × 50名 =	634 [182]
②健康維持増進普及活動の実施 時期 5月 会員事業所の全会員 対象 会員 広報 会報、通知	0 [0]	0 ・普及促進に係る事業 @ 10,500 × 3名 =	(150) 150 (32) 32
(2) スポーツ大会等事業			
①ボウリング大会(第26、27回) 時期 5月、9月の平日 場所 プレナミヤギ 人員 各96名 対象 会員・家族 広報 会報	0 [0]	0 @ 1,000 × 96名 × 2回 =	(192) 192
②アイススケート教室 時期 1月の日曜日 場所 プレナミヤギ 人員 50名 対象 会員・家族 広報 会報	0 [0]	0 @ 500 × 50名 =	(25) 25
(3) 体育施設利用助成事業 健康増進のため体育施設の利用について情報を提供し、利用料金の一部を助成する。			
①利用補助 1 対象施設 あいプラザ・石巻 (温水プール・トレーニングルーム等) 対象 会員	190 [190]	・利用者負担金 @ 3,800 × 50セット =	(225) 225 ※震災により、スガカルス及びスガーツ アカデミー石巻は除く。
④通信運搬費	0 [0]	・通信運搬費	[10] 10
<b>3 老後の生活安定に係る事業</b>	0 [0]	0 ・普及促進に係る事業	(0) 0
(1)豊かな老後生活のための生涯生活設計の普及 退職後の豊かな生活を送るために、普及促進を実施する。			
①ライフプランサポート 時期 10月 会員事業所の全会員 対象 会員 広報 会報、通知	0 [0]	0 ・普及促進に係る事業	(0) 0

事 業 内 容	収 入	支 出	備 考
4 自己啓発・余暇活動に係る事業 (1)自己啓発 余暇時間を有意義に過ごすために行う。 ①夏休み親子陶芸教室 時期 7月の日曜日 場所 石巻市内 人員 5組 対象 会員・家族 会報 広報	2,456 [46]	10 @ 2,200 × 10名 = (5組) 6,916 [85]	
②バレンタインチョコ手作り講座 時期 1月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族 会報 広報	12 @ 800 × 15名 = 1,200 12 @ 1,100 × 15名 = 1,650 12 @ 1,500 × 15名 = 2,250 12 @ 1,500 × 15名 = 2,250	10 @ 2,200 × 10名 = (5組) (22) 22 (17) 17 (23) 23 (23) 23 (23) 23	
③お手堅ひな祭り料理講座 時期 2月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族 会報 広報	12 @ 800 × 15名 = 1,200 12 @ 1,500 × 15名 = 2,250 12 @ 1,500 × 15名 = 2,250 12 @ 1,500 × 15名 = 2,250	10 @ 2,200 × 10名 = (5組) (22) 22 (17) 17 (23) 23 (23) 23 (23) 23	
④手ごねパン講座 時期 2月の平日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族 会報 広報	0 @ 2,000 × 40名 = 80,000 0 @ 4,000 × 80名 = 320,000	0 @ 2,000 × 40名 = 80,000 0 @ 4,000 × 80名 = 320,000	
(2)ツアービジネス 心身のリフレッシュのため、職場単位や家族そろって楽しい余暇を過ごす。 ①さくらんぼ狩りと温泉ツアー(日帰り) 時期 6月の日曜日 場所 山形県内 人員 40名 対象 会員・家族 会報 広報	[0] [576]		
②東京ディズニーリゾートツアー(1泊2日) 時期 12月の土・日曜日 場所 東京方面 人員 80名 対象 会員・家族 会報 広報	0 @ 4,000 × 80名 = 320,000		

事業内容	収入	支出	備考
③豪華ホテルに泊まるツアーハイキング(1泊2日) 時期 1月の土・日曜日 場所 東京方面 人員 40名 対象 会員・家族 会報 会報	0 @ 2,000 × 40名 =	(80) 80	
④秘湯温泉ツアーハイキング(日帰り) 時期 3月の日曜日 場所 宮城県内 人員 40名 対象 会員・家族 会報 会報	0 @ 2,000 × 40名 =	(80) 80	
⑤ツアーハイキング(日帰り) 時期 7月の平日 場所 石巻市内 人員 250名 対象 会員・家族 会報 会報	0 @ 2,200 × 250名 =	(16) 16 [960] *全日当@2,200(県外)	
(3)催物事業 ①石巻でいちご狩り 時期 6月の日曜日 場所 石巻市内 人員 300名 対象 会員・家族 会報 会報	0 @ 200 × 300名 =	(60) 60 [960]	
②ピアパーティ 時期 7月の平日 場所 石巻市内 人員 250名 対象 会員・家族 会報 会報	0 @ 2,200 × 250名 =	(650) 650	
③復興への架け橋 ワーク青空市場 時期 9月の平日 場所 石巻市内 人員 20ブース (300名) 対象 会員・家族 会報 会報	0 @ 1,000 × 20ブース =	(20) 20	
④ボジョレー・ヌーボーと秋の味覚を楽しむ会 時期 11月の平日 場所 石巻市内 人員 150名 対象 会員・家族 会報 会報	0 @ 2,200 × 150名 =	(380) 380	
(4)割引事業 ①割引指定店及び施設利用・購入補助(チケット制) (1)映画上映会 時期 7月 場所 石巻市内 人員 300名 対象 会員 会報 会報	0 @ 500 × 300名 =	(150) 150 [16,095]	

事 業 内 容	収 入	支 出	備 考
(2)ぐるめチケット 時期 7・9・1月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 各250名 対象 会員 広報 会報	0	@ 2,000 × 250名 × 3回 = (1,500) 1,500	
(3)東松島市でさつまいも掘り体験 時期 10月 場所 東松島市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0 @ 300 × 100名 = (30) 30		
(4)東松島市で大根狩り 時期 11月 場所 東松島市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0 @ 200 × 100名 = (20) 20		
(5)仮具購入補助券 時期 3月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0 @ 500 × 100名 = (50) 50		
(6)コンサートチケット等あっせん 会員負担金 @ 5,000 × 350名 = (1,750) 1,750		* コンサートチケット購入代 @ 5,500 × 350名 = (1,925) 1,925	
(7)レジャーステム利用補助 指定保養施設宿泊補助	0	* 利用補助金 ディズニー @ 500 × 映画館 @ 200 × 500名 = 500名 = (350) 250 100	
(8)スキーリフト前売券購入代 会員負担金 @ 2,200 × 300枚 = (660) 660	0 @ 1,000 × 20名 = (20) 20	* 宿泊助成 スキーリフト前売券購入代 @ 2,500 × 300枚 = (750) 750	
(9)奨励旅行あっせん 宿泊施設あっせん	0	* センター奨励旅行助成 会員 @ 1,000 × 家族 @ 1,000 × 60名 = 40名 = (100) 60 40	
(10)通信運搬費 通信運搬費	[0]	* 宿泊施設旅行助成 会員 @ 1,000 × 家族 @ 1,000 × 130名 = 70名 = (200) 130 70	
		[200] 200	

事業内容	収入	支出	備考
5 財産形成に係る事業  (1)豊かな生活を送るために事業の普及 財産形成に係る普及促進を実施する。  ①財産形成のための普及活動の実施 時期 6月 人員 会員事業所の全会員 対象 会員 広報 会報、通知	0	0	(0)
6 その他の事業  (1)事業参加費等の振込手数料  (2)その他の経費	[0]	161 [35] (35)  ・郵便振替手数料  ・ラジオ石巻放送料 1ヶ月 @ 10,500 × 12ヶ月 [126] 126	0